

協働ミーティング～みんなで作る地域の未来～企画・運營業務委託仕様書

1 委託業務の名称

協働ミーティング～みんなで作る地域の未来～企画・運營業務委託

2 目的

本業務は、市民活動に取り組むNPOやCSR活動に関心のある企業等を対象とした「協働ミーティング～みんなで作る地域の未来～」(以下「イベント」という。)を開催し、協働(※)の効果や具体的な方法についての理解を深めるとともに、同じ目的を持つ団体同士がマッチングする機会を提供することで、協働による市民活動の活性化を図る。

※協働とは…「異種・異質の組織」が、「共通の社会的な目的」を果たすために、「それぞれのリソース(資源や特性)」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して共に働く」こと。(特定非営利活動法人日本NPOセンター ホームページより)

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

4 委託業務の内容

(1) 企画業務

全ての参加者がイベントに参加することで、協働に対する理解促進・意欲が醸成され、実際に協働で地域課題の解決に取り組むきっかけとなるような講演やワークショップ等について、次に記載するイベント内容を基本として、実施内容を企画すること。なお、実施内容の詳細については企画提案の結果により県と受託者が協議の上、決定する。

① 募集人員(目標)

100人

② 参加者ターゲット

- ア 他団体との連携により、人手・資金不足等の課題解決または事業効果の拡大を図るNPO
- イ CSR活動に関心のある企業
- ウ 公共事業に民間活力の導入を求める市町村
- エ 地域・企業と連携して社会貢献等の取組を行う(意欲のある)学校等

③ 会場

秋田市内を想定

※会場手配は委託総額の範囲内で行い、オンラインによる配信は不要とする。

④ 開催日

令和8年9月から令和8年12月までのいずれかの日とし、県と受託者が協議の上、決定する。

⑤ 開催時間

午後1時から午後4時まで

※受託者が他の開催時間を提案できるものとする。

⑥ イベント内容

次の項目を基本として、企画・実施すること。なお、イベント内容については可能な限り独自の内容を盛り込むこととして、参加者同士の交流が生まれるよう工夫すること。

- ア 複数団体が協働して地域課題の解決に取り組むことによる効果や具体的な方法に関する理解を深めることができる、有識者による講演
- イ 協働による地域課題の解決に向けた取組を行っている団体による事例発表
- ウ 参加者同士が活動目的や具体的な活動内容を共有し、同じ目的を持つ参加者同士がマッチングする機会となる交流会

(2) 運営業務

- ① イベント全体の運営及び進行管理を行うこと。
- ② 業務に必要なスタッフ及び機材を確保し、配置すること。
- ③ 講演・事例発表等を行う出演者は、県と協議の上で選定し、日程調整等を行うとともに出演者への出席依頼をすること。なお、出演者に対する謝金及び旅費については、委託総額の範囲内で計画すること。
- ④ 参加申込受付及び問い合わせ対応を行うこと。
- ⑤ 参加受付状況を一覧整理の上、県と共有すること。（申込者の氏名・所属等の属性、取り組んでいる活動の分野、関心のある分野など）
- ⑥ 参加申込の受付にあたっては、インターネット上に申込フォームを作成すること。また、電話またはメールによる申込みにも対応すること。
- ⑦ 会場内の記録用写真を撮影すること。
- ⑧ 参加者アンケートを作成し、配布、回収及び集計すること。なお、アンケート項目については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。
- ⑨ イベント終了後、参加者に対する追跡調査が可能なよう、参加者の連絡先を収集・整理すること。

(3) 広報業務

- ① チラシの制作
次の仕様によりイベント内容を周知するチラシを制作し、データと印刷物を納品すること。
・チラシ：A4判、両面フルカラー 1,000部以上
- ② SNS及びウェブメディア等を用いた募集広告
4(1)②に記載する参加者ターゲットの特性に合わせて配信媒体を選定し、参加者数の増加につながるものとする。なお、広報活動は県と連携して行うこととする。

(4) その他業務

- ① 4(1)～(3)に定める業務のほか、委託総額の中で協働の推進に資する取組として実施が可能な内容がある場合は、受託者が提案できるものとする。
- ② イベント終了後、受託者は業務完了届とともに実績報告書を作成し、提出すること。
- ③ 前記のほか、県が報告を求める事項がある場合は、速やかに対応すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、この業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出すること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ① 県は、本業務（再委託した場合を含む。（以下同じ））の履行について、著しく不

適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

- ② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

(3) 権利の帰属等

- ① 著作権は、県に帰属する。
② 県は、本業務により制作された成果物及び資料の使用を可能とする。
③ 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできないものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

6 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 4 (3) ①チラシの印刷物及び原稿データ
(2) 4 (2) ⑧アンケートの集計データ
(3) 4 (2) ⑦記録用写真データ一式 (jpg 形式等)
(4) 4 (4) ②報告書の印刷物2部及び原稿データ (pdf 形式等)
(5) その他業務に付随する制作物

7 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県と十分に協議すること。
(2) この業務は、国の地域未来交付金を充当して実施することから、特定の個人や個別企業に対する給付、飲食に係る経費等は委託経費に含めることができない。
(3) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な個人情報の取扱いに留意すること。
(4) 成果品の納品場所は、秋田県人口戦略部地域づくり推進課とする。
(5) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。